

# 「離職者緊急生活資金」融資対象者拡大について

県では、勤労者の福祉向上の為、四国労働金庫と提携した低金利の「勤労者貸付金事業」を行っています。現在、新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響が広がっているため、この内容を見直し、より多くの方に利用していただくため、「離職者緊急生活資金」の要件を緩和し、融資対象者を拡大することといたしましたので、お知らせします。

## 1 受付開始日

令和2年 4月16日(木) より受付開始します

## 2 融資対象者

### (1) 離職者

○変更前

離職時から雇用保険受給満了後6ヵ月以内の者のうち、求職活動を行っている者で、かつ、次の全てに該当する勤労者であった者

- ① 県内に住所があり、1年以上在住
- ② 20歳以上65歳以下
- ③ 離職前において、同一事業所に1年以上勤務
- ④ 離職者の収入により生計を維持

○変更後

離職後、求職活動を行っている者で、かつ、次の全てに該当する勤労者であった者

①～④に変更はありません



### (2) 休業中の者（新設）

休業中の者で、かつ、次の全てに該当する方

県内に住所があり、1年以上在住  
20歳以上65歳以下

同一事業所に1年以上勤務

休業中の者の収入により生計を維持

## 3 融資条件

離職や休業によって、本人又はその家族の生活に必要な資金

- (1) 融資限度額：100万円
- (2) 融資期間：5年以内（6ヵ月以内の元金返済据置可能）
- (3) 融資利率：年0.3%
- (4) 保証人：保証機関の保証（離職者については連帯保証人が1名必要）

※別途保証料（率）年0.7～1.2%が必要です。

## 4 取扱金融機関

県内の四国労働金庫各支店

※融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。